

【別紙】運営者が定める運用方針等について

運営者は、下記の運用方針等により、貸付を行います。

◆貸付方針

貸付方法	金銭消費貸借契約による証書貸付
貸付通貨	日本円、米国ドル、欧州ユーロ
貸付金利（年間）	7%～15%
貸付実行日（予定）	個別貸付により決定
貸付期間（予定）	1年～3年
回収方法	予定通り返済されない場合には原則として、以下の対応を行う。 1. 電話メール及び訪問により返済の督促連絡を行う。 2. 海外貸付の場合は必要に応じて現地アレンジャーと連携して回収手続きを進める。 3. 貸付債権を債権回収会社に売却する。
モニタリング方法	1. 財務状況等を確認できる資料を請求し、最終資金需要者へのヒアリングや面談等を行う。 2. 海外貸付の場合は必要に応じて現地アレンジャーと連携して資料請求、状況確認を行う。

◆運用方針

期限前弁済が発生した場合	最終資金需要者より貸付に係る期限前弁済が生じた場合は、別途貸付債権を充当する。充当する貸付債権が無い場合には早期返済を行う場合がある。
最終資金需要者の所在国	国内と海外で2カ国以上とする。
最終資金需要者の条件 ^{※1}	①収益性のあるビジネスモデルで、債務超過ではないこと。 ②事業継続性に懸念される事項がなく、資金の回収可能性に疑義が生じる事項が発生していない

	<p>いこと。</p> <p>③過去継続して黒字又は一時的な業績不振にあっても代表者や株主等からの支援が見込める先であること。</p>
--	---

※1 「最終資金需要者の条件」は、最終資金需要者への貸付する目的で設立された法人は対象外となります。